

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月29日(水)14時00分～15時30分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 16人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二				
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清		
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番	吉原 正紀
	5番	松森 智			7番	上峠 数博
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番	中司 睦枝
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番	原 弘子
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登		

欠席委員 3人(6番 安井 常人、17番 八津川 和司、18番 檜原 生夫)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

江良 宗登	中司 邦弘	笠井 博志	檀上 健	行廣 文徳	杉谷 智章
小川 隆三	上 清五郎	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第19号 非農地証明申請について
審議事項(2) 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の決定について
審議事項(3) 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地転用許可手続きの
ワンストップ化による市町への権限移譲に係る事務委任の検討について

第3 議案(報告事項)

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について
報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第15号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による
転用届出に対する受理について
報告第16号 営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は16名、欠席委員は3名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は12番・大西寛幸委員、13番・岡本幸平委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第16号、申請番号25番から35番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号25番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は浦崎町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で346.34㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は1,077㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、3月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号26番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町徳永の3筆、現況地目は畑、面積は合計で902㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。 譲受人の経営面積は新規就農者なのでありませんが、当該農地は空き家バンクに付随する農地として登録している農地で、下限面積の100㎡を充たします。</p> <p>また、営農計画書では、季節の野菜や柿などを作り、自家消費する計画となっております。</p> <p>この申請については、3月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号27番、権利の種類は交換による所有権移転です。 申請地は向島町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で132.86㎡です。 譲渡理由は利便性を高めるため交換する、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるため交換するものです。 譲受人の経営面積は3,630㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、3月6日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号28番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は因島田熊町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で815㎡です。 譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は5,579㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>この申請については、3月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号29番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島中庄町の1筆、現況地目は畑、面積は139㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は相手方の要望によるです。
譲受人の経営面積は1,234㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、3月7日、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号30番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島重井町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で719.21㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は相手方の要望によるです。
譲受人の経営面積は19,952.03㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。
この申請については、3月7日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号31番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島重井町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で294.11㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は3,191㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。
この申請については、3月7日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号32番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町荻の1筆、現況地目は畑、面積は1,381㎡です。
譲渡理由は破産管財人が裁判所の審判を経て売却するもの、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は2507.67㎡ですが、今回譲り受ける面積1,381㎡との合計が3,888.67㎡となり、下限面積の3,000㎡を充たします。
この申請については、3月8日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号33番から35番までは、関連案件のため一括して説明いたします。
権利の種類は期限なしの使用貸借権の設定です。
申請地は瀬戸田町宮原の合計29筆、現況地目は畑、面積は合計で13,888㎡です。
貸渡理由は農産物の生産及び販売を法人名義で行うこととするため及び農業経営の規模縮小、借受理由は農産物の生産及び販売を法人名義で行うこととするためです。
なお、これら3件の申請については、使用貸借及び贈与にて取得した農地を個人で営農していましたが、今後、農地所有適格法人取得を目指す合同会社で営農するにあたり、申請されたものです。
合同会社は新規の営農ですが、今回借り受ける面積の合計が13,888㎡ですので、下限面積の3,000㎡を充たします。また、営農計画書では、柑橘類をJAなどに出荷する予定となっています。

申請番号25番から35番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号25番から35番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第17号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第17号、申請番号4番から6番を議案書をもとに説明)

申請番号4番、所在は御調町大田の2筆、地目は田、農振農用地区域外、117㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、御調支所から300メートル以内であることから、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、建築面積130.92㎡、合併浄化槽が計画されています。

申請人は、この度、併用地の宅地と合わせて、住宅を新築したいというものです。

この申請については、3月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号5番、所在は向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域内、350㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は農用地区域内農地と考えられます。

申請地は農用地区域内農地ですが、農用地区域の除外申請を行っており、一昨日、3月27日に公告がなされ除外が確定いたしました。

なお、本件農地は水田転換特別対策事業が実施されており、除外後は第1種農地となるため、広島県農業会議への意見聴取案件となります。

転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟108.19㎡、合併浄化槽が計画されています。

申請人は、この度住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく建築許可見込みです。

本件農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、3月6日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6番、議案の説明の前に事前質問を受けていた件で説明させていただきます。

営農型太陽光から通常の太陽光発電に変更申請する際、メリット、デメリット、行政処分などはあるのかとのご質問でしたが、メリットは営農型太陽光での様々な制限がなくなることです。8割基準や、年に1回の報告義務がなくなります。

デメリットは固定資産税が高くなることです。行政処分はありません。

それでは議案の説明に戻ります。

所在は、瀬戸田町鹿田原の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、971㎡の内433㎡の一部転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル189枚、発電量49.5kwが計画されています。

申請人は、この度、営農型太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電事業をしたいというものです。

営農型太陽光の廃止につきましては、報告第16号にあります。

この申請については、3月8日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

15番委員

会長さんにお願ひがあります。常設委員会で是非意見してほしいのですが。

営農型の太陽光設備は慎重に考えていただきたい。営農型をしている方の報告で作物の状況について所見を書かなければならないが、苦慮している。営農型で成果を出している人もいるが、全国でも18%は基準を満たしていないと新聞に出ていた。

瀬戸田は農振農用地が多く、農地を守っていかなければならない中、営農型をやりたいという人も多い。植物を扱っている方なら分かると思うが、太陽が当たらないといいものはできない。営農型でやってもいいものはできない。これでは産地がつぶれてしまう。

議 長

分かりました。常設委員会で意見させてもらいます。

議 長

他にありませんか。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番から6番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また、申請番号5番につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第18号、申請番号18番から26番までを議案書をもとに説明)

申請番号18番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町本郷の2筆、地目は田、農振農用地区域外、1, 011㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル213枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は山口県に本店を置く自然エネルギーによる発電事業などを営む法人で、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置したいというものです。

なお、本件は経産省による固定価格買取制度(FIT制度)の対象外の事業であり、転用事業者が小売電気事業者に売電し、小売電気事業者が企業や個人に卸すというものです。

この申請については、2月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号19番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は美ノ郷町本郷の3筆、地目は田、農振農用地区域外、1377㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル213枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、山口県に本店を置く自然エネルギーによる発電事業などを営む法人で、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置したいというもので、道路法による法定外公共物占有許可見込みです。

なお、本件は、経産省による固定価格買取制度（FIT制度）の対象外の事業であり、転用事業者が小売電気事業者に売電し、小売電気事業者が企業や個人に卸すというものです。

申請番号12番と13番の申請については、2月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号20番と21番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権移転です。

所在は美ノ郷町本郷の4筆、地目は田が3筆、畑が1筆、農振農用地区域外、合計1037㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル184枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は山口県に本店を置く自然エネルギーによる発電事業などを営む法人で、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置したいというものです。

なお、本件は経産省による固定価格買取制度（FIT制度）の対象外の事業であり、転用事業者が小売電気事業者に売電し、小売電気事業者が企業や個人に卸すというものです。

申請番号18番から21番については、3月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号22番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は浦崎町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、247㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、建築面積70.17㎡、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、移住し、住宅を新築したいというものです。

申請番号22番の申請については、3月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号23番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町徳永の3筆、地目は畑、農振農用地区域内が2筆、区域外が1筆、合計175.03㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分は農用地区域内農地及びその他2種と考えられます。申請地うち2筆は農用地区域内農地ですが、農用地区域の除外申請を行っており、一昨日、3月27日に公告がなされ、除外が確定いたしました。

なお、本件農地は土地改良事業は実施されておらず、除外後は第2種農地となるため、広島県農業会議への意見聴取は対象外の案件となります。

転用目的は宅地拡張で、駐車場4区画が計画されています。

譲受人は譲渡人の叔母にあたり、現在福山市に居住していますが、空き家となっている実家での法要などで親族が集う際の駐車スペースないことから、申請地を取得して、駐車場として利用したいというものです。

申請番号24番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は御調町大田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、877㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は分譲住宅用地で、住宅3区画、駐車場各3区画が計画されています。

譲受人は、宅地建物取引業免許を所有する御調町内の個人事業主であり、申請地を取得し、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地3区画を販売したいというものです。

この建築条件付きにつきましては、従来、土地の造成のみを目的とする転用は認められておりませんでした。平成31年3月の改正より、住宅については転用事業者と土地購入者が一定期間内（おおむね3か月）に契約を締結することなどの条件を付することにより、分譲住宅用地として転用が認められるようになったものです。

23・24番の申請については、3月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号25番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は御調町大蔵の1筆、地目は田、農振農用地区域外、1,055㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル170枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度（固定価格買取制度）の対象外の事業です。

この申請については、3月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号26番、申請内容は贈与による所有権の移転です。
所在は向東町の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計286㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は宅地拡張で、庭敷及び家庭菜園が計画されています。

委員から事前に、「譲受人の住所が千葉県となっているが、既に申請地に住んでいるのか、または、これから住むのか？」という質問を頂いておりましたが、譲受人は譲渡人の甥（兄の子）にあたり、現在は千葉県に居住しています。譲渡人である叔父が将来の不動産管理を甥に任せたいとの要望もあり、現在空き家となっている家屋と共に甥が譲り受けて、宅地と一体的に利用するというもので、時期は未定ですが、将来的に受人である甥が向島に移住する際の住居を確保するために生前に譲り渡すものと聞いております。

なお、申請地は既に宅地としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されています。

この申請については、3月6日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地所有者等に対し、申請人により事業の事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されています。

なお、一部には、隣接する農地所有者や近隣住人との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

議長 すみません、1つ質問があります。法定外公共物占用許可とはどのようなものか。

事務局 工事期間中に水路の占用をしようとするので許可が必要と聞いています。

法定外公共物とは、道路法や河川法等の法令の適用をされない公共物で、里道や水路などが該当します。そのような法定外公共物を占用しようとする場合に、占用許可が必要となります。

議長 他にありませんか。

（補足説明、質問、意見なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号18番から26番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、議案第19号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第19号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第19号、申請番号4番から7番までを議案書をもとに説明)

申請番号4番、御調町今田の1筆、現況地目は宅地、面積は152㎡です。
利用状況は、昭和34年に葉タバコの乾燥のためのタバコ乾燥場を建築し、現在は米の乾燥機を設置し、農業用倉庫として利用されています。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
この申請については、3月7日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号5番、因島田熊町の10筆、現況地目は山林、面積は合わせて4,253㎡です。
利用状況は、平成10年頃から耕作しておらず、現在は山林化しています。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

申請番号6番、因島田熊町の4筆、現況地目は山林、面積は合わせて858㎡です。
利用状況は、平成5年頃から耕作しておらず、現在は雑木が繁茂し山林化しています。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

申請番号5番、6番については、3月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号7番、因島中庄町の1筆、現況地目は宅地、面積は168㎡です。
利用状況は、昭和32年ごろに申請者の父が建物を建築し、現在に至っています。
農振農用地区域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。

この申請については、3月7日、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番から7番までは原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、審議事項（２）「令和５年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、令和５年度最適化活動の目標の設定について、ご説明いたします。

令和５年度最適化活動の目標の設定等についてご説明させていただきます。
最適化活動の目標の設定については、３月末までに設定することとなっておりますので、本日の総会で説明いたします。

まず１ページ目の、「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、ここの数字は、現在の体制や「２０２０年度農林業センサス」や「耕地及び作付面積統計」、当市の農地台帳等から導いた数値を記載しております。

次に２ページ目「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。

（１）農地の集積について、①の現状及び課題については、管内の農地面積２，９４０haのうち、現在の集積面積は４０８haで集積率は１３．９％となります。課題は、高齢化等による担い手の減少や再生困難な荒廃農地の増加や有害鳥獣被害による経営面積の減少です。②の目標について、現在の集積率は１３．９％ですが、農地集積の目標年度である令和１２年度までに３４．３％とすることが目標となっております。

この「３４．３％」については、昨年も説明させていただきましたが、国の方で、農地の８割を担い手に集積しようという目標があり、それに基づいて、広島県は集積目標を４６％としています。県が４６％を集積するために、各市町の目標を各市町の農地面積で案分した結果、尾道市は３４．３％を集積目標として設定することとなっております。

その目標を令和１２年度までに達成するために、年間の新規集積面積を７０haと設定することとなります。そのため、今年度末の集積目標面積は４７８haとしています。

（２）遊休農地の解消について、①の現状及び課題について、昨年度の農地利用状況調査の結果、６．５haの１号遊休農地があるということで整理しました。課題は農業従事者の高齢化が進み、基盤整備を行った農地においても荒廃が進んでいることです。

②の遊休農地解消の目標については、アの既存遊休農地の解消において、令和３年度の緑区分の遊休農地１３．８haのうち、５分の１を解消目標とすることとなっておりますので、２．８haを挙げています。

イの新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地すべてを解消目標とするようになっておりますので、昨年度新規で発生した６．５haを挙げています。

（３）新規参入の促進について、①現状及び課題については、令和２年度から４年度までの、農地法第３条及び利用権設定においての、新規参入者数及び面積を示しています。課題は、農地のあっせんを希望する者はいるが、希望に添える条件の良い農地がなく、貸し借りが進まない状況にあることです。②目標について、新規就農者に貸付希望のある農地の公表面積になりますが、令和２年度から４年度の権利移動面積の平均値の１割以上を新規参入者に示すこととなっております。２年から４年の平均値が４８haでしたので、４．８haとしました。

２ 最適化活動の活動目標について、（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、昨年度と同様に一人当たり月６日としました。

（２）活動強化月間の設定目標は年間３回、７月は農地の集積で、内容は、この時期は利用権設定の受付時期でもあるので、農地貸借設定の推進としました。８月は遊休農地の解消で、内容については農地パトロールの時期になるので遊休農地の利用意向を把握していく、１月は新規参入の促進で、内容はこちらも利用権設定の受付時期のため、貸付希望農地の把握をしていくということで入れています。

（３）新規参入相談会への参加目標については、参加回数は１回で、県が主催する就農応援フェアに参加することとしました。

内容の説明については以上となります。

本案は、本総会で議決をいただき、広島県農業会議に意見聴取し、農業会議からの回答があった後に、ホームページで公開するとともに、広島県を通じて国に報告いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議 長

次に、審議事項(3)「農業経営基盤強化促進法改正に伴う農地転用許可手続きのワンストップ化による市町への権限移譲に係る事務委任の検討について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、農業経営基盤強化促進法改正に伴う農地転用許可手続きのワンストップ化による市町への権限移譲に係る事務委任の検討について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法が改正され、認定農業者の農業用施設の整備に係る農地転用許可手続きをワンストップ化する(農地を転用し、農業用施設の整備を行う農業経営改善計画に関し、市町があらかじめ知事同意を得て農業経営改善計画を認定した場合、当該計画に係る農地転用許可があったものとみなされる)制度が開始されます。

これに伴い、「知事の同意」について、市町へ権限移譲があった場合に、農業委員会がその事務委任を受けるか否かを検討するよう、県から依頼がありました。本来なら、県から市町へ権限移譲について協議があり、その協議に基づき市町から農業委員会へ意見伺いがあった、総会で審議するのですが、県の方の権限移譲の手続きに時間がかかっており、まだ市町への協議もされていない状況です。ただ、権限移譲をする時期は決まっているので、その時期に間に合うように、権限移譲の協議が市町にあった場合にすぐに回答できるよう、今回検討するものです。

検討の内容についてですが、現状は、認定農業者の更新や認定農業者になろうとする場合には改善計画認定申請をしますが、農業用施設の整備の予定があれば、別に農地転用許可申請をしています。

今回の基盤強化法の改正により、農業用施設への転用計画を含んだ改善計画認定申請を行った場合には、農地転用許可申請をしなくても、改善計画の申請を受けた市町が農業委員会に転用協議をし、農業委員会はその転用について県に意見を聞き、県の同意があった場合に、転用を含めた改善計画を市町が認定することができます。

この度の権限移譲については、知事の同意事務を権限移譲された場合は、市町の農業委員会が市町の判断基準により審査し、同意することとなります。そして、転用を含めた改善計画を市町が認定します。

このような申請は、大変稀なケースと思います。改善計画認定申請時に、具体的な転用計画がないといけませんし、本来の農地法に基づく転用申請と同じ書類を揃えて提出する必要があります。

もしそのような申請があれば、農業委員会としては農地法の転用と変わらない審査をします。今回の権限移譲に係る事務委任を受けたとしても、することは今までと何も変わりません。

農業委員会で、農業用施設への転用計画を含んだ改善計画認定申請があった場合に、知事の権原に属する事務を受けるか否かを検討していただければと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>本件は、同意する旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、同意する旨の意見決定をすることといたします。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第12号から第16号までを一括して審査を行います。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
各委員	<p>次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。</p> <p>報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p>
議 長	<p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>(その他・連絡事項について説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p>
事務局	<p>(質疑応答)</p>
議 長	<p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p>
副会長	<p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>本日はご苦勞様でした。</p>